

(3) 保存管理計画

① 個別構成要素に係る保存管理計画の概要、又は策定に向けての検討状況

本資産の個別構成要素は、国指定1件、県指定史跡1件、それらの指定文化財に加えて未指定4件からなる。

このうち国指定重要文化財の阿蘇神社においては、保存管理計画の策定はなされていないが、文化財保護法に基づいて実質的に保存管理がなされている。県指定史跡の中通古墳群においては、所有者やその地区保存会等により実質的に保存管理がなされている。

国指定重要文化財及び県指定史跡のいずれも、県及び関係市町村の支援のもとに所有者により保存管理活用計画の策定を行っていく方針である。

未指定文化財については、国、県、関係市町村などの文化財指定に向けて、県・関係市町村が連携して必要な調査を実施し、文化庁と協議を重ね指定を行った上で保存管理活用計画を策定するものとする。

② 資産全体の包括的な保存管理計画の概要、又は策定に向けての検討状況

今回の個別構成要素の大部分は、昭和9年(1934)に国立公園(現在の阿蘇くじゅう国立公園)に指定された範囲内にあるため「自然公園法」に基づく特別保護地区、第1種・第2種・第3種特別地域、普通地域に含まれ、その規制により保護がはかられている。今後、草地景観保護や個々の構成要素の指定を含め、本資産を確実に保存し次世代へと継承していくためには、景観保全条例の策定・資産全体を包括する保存管理計画を新たに定めることが必要になる。そして、地域住民はもとより管理団体や所有者及び地方公共団体を中心として、適切な保存と活用の方策を進めいく必要がある。

このため、今後、文化庁の指導を仰ぎながら県・地方公共団体と連携し保存管理計画等を策定していくものとする。

③ 資産と一体をなす周辺環境の範囲、それに係わる保全措置の概要又は措置に関する検討状況

巨大なカルデラ地形、外輪山の内側に当たるカルデラ底部の平坦地、火口丘など国立公園内に分布している個別構成資産については、「国立公園法」に基づいて今後とも指定範囲内全体の保全に努めていく。

個別構成要素のうち重要文化財（建造物）及び史跡などについては、個別にコア・ゾーンを設定すると共に、バッファ・ゾーンについても所在する市町村において景観条例の制定を促進し、それに基づく景観形成地区に指定するなどにより、周辺環境の景観的保全に取り組む体制を整備できるよう関係市町村と協力して、その実現に努力するものとする